

ごみ集積施設整備事業補助金制度

生駒市では、自治会が管理する集積所周辺のごみの散乱を防ぎ地域の環境美化促進を図るために、集積施設を設置・改修した場合の費用を一部補助しています。

- 【申請の対象】 ・自治会
- 【補助金額】 ・集積所1ヶ所につき、設置・改修にかかる補助対象費用の1/2以内
・ただし、1,000円未満は切り捨てます。(上限300,000円)
- 【申請の条件】 ・集積所1ヶ所につき、利用している世帯数が10以上であること
・事前申請であること
- 【申請期間】 ・4月1日～2月末日
※ただし、予算には限りがあります。

【申請の流れ】

①申請

環境保全課で申請書を受け取り、申請に必要な書類を添付して提出(ホームページにも掲載しています)

※1枚の申請書で複数の集積所を一度に申請できます。

→補助金額は1ヶ所ずつ算出します

※写真は道路幅など周辺の状況がわかるものを添付してください。

※自治会名で見積書を取り寄せて添付してください。

※実施/完成予定年月日は申請日の一月以上先を記載してください。

②交付決定

環境保全課から補助金交付決定通知書が届いたら、設置事業を開始してください

※交付決定を受けたところは、必ず3月末までに事業を完了してください。

③実績報告

設置完了後、環境保全課に以下のものを提出

- ・実績報告書
- ・設置費用領収書(写)
- ・設置後の写真
- ・補助金請求書
- ・委任状(補助金振込先の口座が自治会長名義でない場合)

④補助金の受け取り

予め環境保全課から振込み日をお知らせします



〈この補助金についてのお問い合わせ先〉
生駒市役所環境保全課 事業係
電話：0743-74-1111 (内線 2362)
メール：kankyohozen@city.ikoma.lg.jp